最終更新日：2018年12月14日

Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長　中村　悟
問合せ先：03-6880-3803
証券コード：6080
http://www.ma-cp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に信頼される企業を目指し、安定的且つ持続的な企業価値の向上を実現するため、コンプライアンスや経営効率の向上を重要な施策として認識しており、そのための内部統制の構築を検討し、コーポレート・ガバナンスの強化を継続的に整備していく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-1-1】
これまで反対票の分析等については実施しておりませんでしたが、次回の株主総会以降については、相当数の反対票が投じられた場合には、機関投資家や個人株主との対話を通じて原因分析を行い、取締役会において報告または検討を行ってまいります。

【補充原則1-2-4】
当社の株主のうち海外投資家の比率は相対的に低く、議決権電子行使プラットフォームの導入および招集通知の英訳化については、今後の比率上昇と導入コストを勘案しながら、対応を検討してまいります。

【原則2-4】
当社は役員に女性監査役を1名採用しており、女性社員が結婚、出産後も引き続き活躍できるよう産休・育休制度による休暇・時短勤務など様々な体制を整備しておりますが、女性の社員比率は10%未満となっており、女性の活躍推進については遅れております。今後性別に限らず、多様な経験や技能をもった人材が活躍できる場を提供できるよう職場の環境整備に努めてまいります。

【補充原則3-2-2】
当社は会計監査人から年間の監査計画の概要の説明を受けた上で必要作業時間等の決定を行っております。また会計監査人とは社長及び取締役企画管理部長が定期的に面談等を実施するとともに、監査役及び内部監査人とも定期的な会合をもって緊密に連携をしております。なお、会計監査人と社外取締役との接点についてはこれまでもたれていなかったため、今後必要に応じて実施してまいります。

【補充原則4-1-3】
当社は、これまでに最高経営責任者の後継者育成の計画を策定しておりません。今後は、取締役会において、その要否も含めて検討を行ってまいります。

【原則4-6】
当社では業務執行最高責任者である代表取締役社長が取締役会の議長も兼務しております。当社においては未だ事業規模も小さく機動的な意思決定と業務執行が重要であることから、当面の間は現体制を継続していく方針であります。

【補充原則4-14-2】
当社の取締役及び監査役は、その能力、経験及び知識が職務を遂行するのにふさわしいかどうかを判断したうえで選任しております。よって定期的なトレーニングを行う必要はないと考えているためトレーニングに関する方針は定める予定はありません。但し、今般のコーポレートガバナンス・コードなど新たな取組み等が発生した場合においては必要に応じて外部者による研修等を実施しており、また職責を全うする上で必要な情報等の習得のための費用については適宜会社が負担し実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
＜政策保有株式＞
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の上場会社株式等の取得を行いません。
将来的にこれらの株式等を保有することとなった場合にも、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、取締役会において継続の判断を行うこととしております。
また、保有期間中における議決権の行使については、当該会社の経営状況等を対話を含む様々な方法により情報を収集し、両社における中長期的な企業価値向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則1-7】
＜関連当事者間の取引＞
当社が当社役員との間で競業取引・利益相反取引を行おうとする場合には、取締役会規程に基づき、取引毎に取締役会での決議が必要となる運用を行っております。なお、大株主との取引方針につきましては、後述4．の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご確認ください。なお、主要株主等との取引方針につきましては、後述4．の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご確認ください。

【原則2-6】

＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞
当社は、企業年金の制度を設けておりません。
将来、導入を検討する場合は、当社の財政状況に対するリスクが生じることのないよう、運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

【原則3-1】
＜情報開示の充実＞
(1)経営理念、経営戦略、経営計画
経営理念については当社ホームページに開示しております。また経営戦略、経営計画については「決算説明資料」内に記載しております。
（経営理念）http://www.ma-cp.com/corporate/corp3.html
（経営戦略、経営計画）http://www.ma-cp.com/ir/settlement.html

(2)基本方針
クライアント、株主、従業員及びその家族等の当社を取り巻くステークホルダーへの「貢献」を前提とした企業価値向上を最大の目的とし、経営監視機能とのバランスを保ちながらも、大株主でもある代表取締役社長が迅速かつ果断な判断・業務執行を行えるよう支えていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としています。

(3)取締役の報酬を決定するための方針と手続き
当社では取締役の報酬について株主総会から委任を受けている総額5億円の範囲内において、取締役5名に常勤監査役1名を加えた任意に設置している報酬委員会で報酬の決定を行っております。報酬額の決定にあたっては、当該事業年度の収益獲得への貢献度合、中期的な経営目標を実現するための施策の実行及び成果などを評価し、最終的に決定を行っております。

(4)取締役を選解任するための方針と手続き
当社では、取締役候補者を取締役会に上申し、候補者の経歴・人物面を審議し、指名の可否を決定しております。なお、取締役に求める能力としては当社の業容拡大に資する豊富な経験と実行力、幅広い見識を有する人物を選任要件とし、取締役会の全体として加えたい分野、または多様性を鑑みて、当社の取締役に相応しいかを判断し、監査役の同意を得て決議を行っております。
また、解任については、必要な調査を行い、監査役の同意を得たうえで、取締役会において慎重に審議し、それを決定します。

(5)取締役・監査役の各候補者の指名を行う際の選任・指名理由の説明
取締役および監査役の選任理由は、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4-1-1】
＜業務執行者への委任の範囲＞
当社の取締役会へ諮る付議事項は、内規である取締役会規程に定めており主に以下の内容が決議されております。取締役会で決定された事項は速やかに各管掌取締役が業務執行を行っております。
(1)株主総会に関する事項
(2)取締役等に関する事項
(3)重要な財産の取得、処分及び賃貸借に関する事項
(4)規程類に関する事項
(5)重要な人事に関する事項
(6)決算等に関する事項
(7)重要な投融資等に関する事項
(8)多額の借財に関する事項
(9)株式及び社債に関する事項
(10)経営に関する事項
(11)重要な組織に関する事項
(12)内部統制に関する事項

【原則4-8】
＜独立社外取締役の有効な活用＞
当社は取締役5名（うち社外取締役1名かつ東京証券取引所に独立役員として届出）、監査役3名（うち社外監査役3名かつ1名を東京証券取引所に独立役員として届出）の体制を採用しております。未だ小規模事業であることから必要最低限の役員構成で運営を行っており現行体制でも独立性と客観性は確保されていると判断しております。しかしながら近時の議論を踏まえ、当社の企業価値向上に資する多様な専門的知識・経験を有する候補者がいれば、当該人材を積極的に選任し、独立社外取締役の拡充を図っていく方針でおります。

【原則4-9】
＜独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社では独立社外取締役の独立性の判断基準として、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の基準に準拠し、監督機能を発揮するために高い専門性あるいは豊富な経験を有していると判断する者を選任しております。

【補充原則4-11-1】
前記【原則3-1】(4)に同じ

【補充原則4-11-2】
当社の社外役員に関する兼職の状況については、すでに事業報告または有価証券報告書において記載しております。
http://www.ma-cp.com/ir/

【補充原則4-11-3】
＜取締役会の実効性評価＞
取締役会の実効性を高め、機能強化を図ることを目的として、取締役会の実効性について評価を実施しております。具体的には、取締役会の構成、運営、審議状況および取締役会を支える体制について、取締役および監査役全員を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、各項目について当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。一方で、社外取締役の増員や取締役会に附議される議案資料の早期共有など、いくつかの改善要望がありました。今回の評価結果を踏まえ、取締役会の実効性をさらに向上し、機能強化を図ってまいります。

【原則5-1】
＜株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は株主との対話として、年間の計画にもとづき、代表取締役が個人投資家向け説明会や機関投資家向け説明会を定期的に実施しております。また、機関投資家から個別の面談要請があれば主に取締役企画管理部長が中心となってこれにあたっております。なお、株主との対話において得られた意見や情報については、情報の重要性に応じて適宜代表取締役へ報告されており、業務執行上の意思決定に活用されております。
なお、インサイダー情報については各四半期の期末日から各決算発表日までを沈黙期間とし適宜情報管理を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
中村　悟	7,026,200	46.31
十亀　洋三	1,077,400	7.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY（常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	1,000,953	6.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	456,600	3.01
土屋　淳	372,000	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	302,300	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	151,100	1.00
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	149,975	0.99
中村　陽子	144,000	0.95
岡村　英哲	144,000	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、平成29年9月30日現在の状況を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西澤　民夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西澤　民夫	○	日本エスアンドティー株式会社　代表取締役社長 独立行政法人科学技術振興機構　起業支援室　推進プログラムオフィサー ラオックス株式会社　監査役	金融業界における職務経験と他の会社における取締役又は監査役としての豊富な経験により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるために選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件に該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	3	4	1	0	0	社内取締役

補足説明

報酬委員会に相当する任意の委員会として、社外取締役を含む取締役で構成（常勤監査役も出席）した報酬委員会を運営しております。内規である報酬委員会細則に従い、会社の取締役が受ける個人別の報酬を付議・決定し、取締役会に報告しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人、監査役及び会計監査人は、年次の内部監査計画を策定する際に、意見交換を行うなどし、有機的な内部監査が実施できるよう取組んでいるほか、内部監査結果については逐次常勤監査役に報告し、或いは監査役が会計監査人の監査報告について直接報告を受けるなど、より効率的な監査を実施できるよう三者間での連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
出川　敬司	他の会社の出身者													
藤本　幸弘	弁護士													
中森　真紀子	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出川　敬司		—	事業会社における営業部門、管理部門の統括及び取締役など豊富な職務経験を有しており、事業活動全般に関し、助言・提言を受けるために選任しております。
藤本　幸弘	○	シティユーワ法律事務所　パートナー 株式会社農業総合研究所　監査役	弁護士として専門的な法律知識を有しており、主にコンプライアンスなどの法務面について助言・提言を受けるために選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件に該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
中森　真紀子		中森公認会計士事務所　所長 株式会社アイスタイル　監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社　取締役 株式会社LIFULL　監査役 株式会社チームスピリット　監査役	公認会計士として専門的な会計知識と他の会社における取締役又は監査役としての豊富な経験により、主に会社の会計を始めとした計数面について助言・提言を受けるために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員および子会社の顧問に対し、長期的な企業価値向上への貢献意識や士気を高める目的で付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額にて開示しております。また、報酬額が1億円以上である取締役につきましては、報酬の個別開示を行っております。報酬額につきましては、有価証券報告書において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。次のURLをご参照ください。http://www.ma-cp.com/ir/securities.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各取締役の額については、社外取締役を含む取締役で構成した報酬委員会（常勤監査役も出席）において決定し、取締役会へ報告しております。各監査役の額については、監査役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して必要な報告・連絡につきましては、企画管理部長及び常勤監査役が適時実施し、情報格差が生じないサポート体制を構築しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

イ．取締役会
当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、うち1名は社外取締役となっております。取締役会は、毎月1回定時で開催しているほか必要に応じて臨時に開催し、会社の経営方針など重要な事項の意思決定を行うとともに、各取締役の業務の執行状況を監督しております。
ロ．監査役会
当社の監査役会は、監査役3名で構成されており、全員が社外監査役となっております。監査役は、定時及び臨時の取締役会への出席を行っており、常勤監査役は、取締役会への出席のみならず、その他重要な会議体へも適宜参加し、必要に応じて意見具申するなど取締役の職務遂行状況を監視しております。
毎月1回、監査役会を開催しており、会社の業績や財産の状況等の調査など、定期的な監査のもと取締役の職務遂行を監視しております。
また、常勤監査役は、監査計画の立案に当たって会計監査人及び内部監査人と意思疎通を図り、より効率的あるいは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、非常勤監査役、会計監査人とは、必要に応じて適宜打合せを実施し、内部監査人及び管理部門等とは内部統制に関する報告・意見交換を日常的に行っております。
ハ．経営会議
当社の経営会議は、取締役（社外取締役を除く）及び部長職以上の者で構成され、定期的（毎月1回以上）に開催しており、常勤監査役も出席しております。主に、事業活動の報告や方針の確認、人事に関わる事項の協議、或いは取締役が経営にかかわる事項に関して意見を聴取するほか、会社の重要な決定事項について伝達・指示を行うなど組織上の基幹的な役割を果たしております。
ニ．コンプライアンス委員会
当社はコンプライアンスに関する規程を定め、規程に基づくコンプライアンス委員会を設置しており、取締役を中心とした構成メンバーのもと、定期的（四半期に1回以上）に委員会を開催し、経営を取巻くコンプライアンスに関する問題の抽出や将来のリスク管理を含んだ様々な対策について協議又は施策を行っております。また、当社の取締役及び従業員に対し社会規範に則った高い倫理感と責任感をもって職務を遂行するよう、社内啓発や研修の実施などの啓蒙活動の推進を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役1名を選任、豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会にて独立した立場から、経営全般に関して適宜意見を発言し、取締役会の監督機能強化を図っております。
また、当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名、合わせて3名で構成されており、いずれも社外監査役となっております。専門的、客観的、独立的立場から経営全般を監査し、牽制機能を発揮しております。
そして、社外取締役および社外監査役から各1名ずつ、計2名を独立役員に指定しております。
これらにより、コーポレート・ガバナンスの有効性を十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。なお、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet および自社ホームページにより電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が9月末のため、集中日の問題は生じません。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社ホームページに基本方針等を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催しております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画管理部に担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、取引先様等ステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を開示することが重要であると認識しており、ディスクロージャーポリシーを作成･公表しております。コーポレートサイト等を利用し、迅速･正確かつ公平な会社情報の開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において以下の通り、内部統制システムの基本方針を決議し、当該基本方針に基づいて、社内体制を整備しております。

1．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役および従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。
(2) コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的な社内指導も行ない、これらの活動が定期的に取締役会および監査役に報告される体制を構築する。
(3) 取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」等に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。また、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社グループ全体の経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、あらかじめ必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行なう。
(2) リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確な対応の出来る体制を構築する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
(1) 取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算および中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および予算の設定を行なう。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理および改善管理を行なう。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者およびその責任・権限ならびに執行手続きを定める。
(3) 経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、または経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現する。

5．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。

6．前項の従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、当該従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7．取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、月1回の定時取締役会および必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役および従業員から重要事項の報告をうけるものとする。

8．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告をした取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行なうことを禁止する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行なうものとする。

10．その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保する。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

11．当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社および関係会社に対し、業務の円滑化と管理の適正性を図ることを目的に関係会社管理規程を定め、関係会社の事業内容、規模等を勘案の上、適切な組織体制が構築されるよう必要に応じて役員や適任者の派遣をし、また各社においてそれぞれ組織規模に沿った社内規程を整備する。なお、運用の実効性を確保するために、必要に応じて当社が内部監査を実施するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行なわない。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

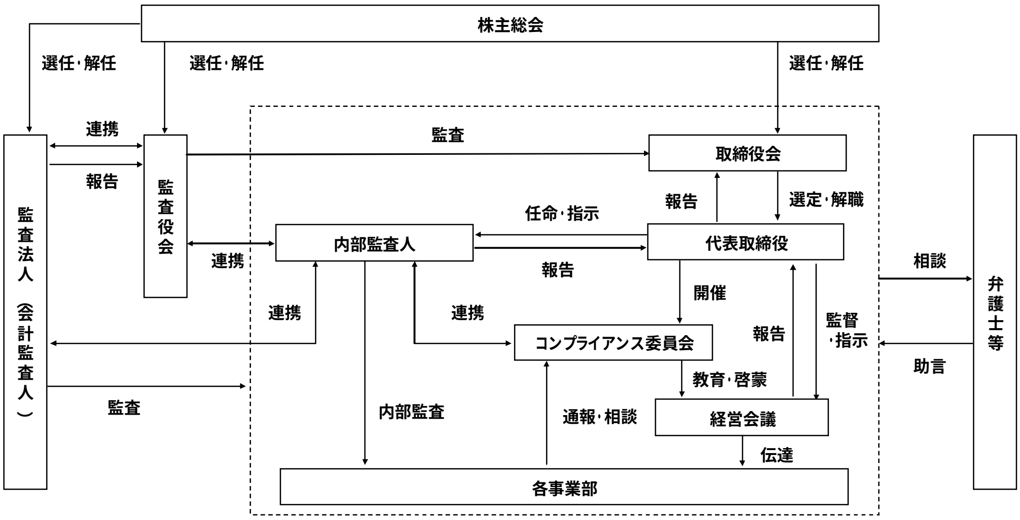

【適時開示体制の概要（模式図)】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

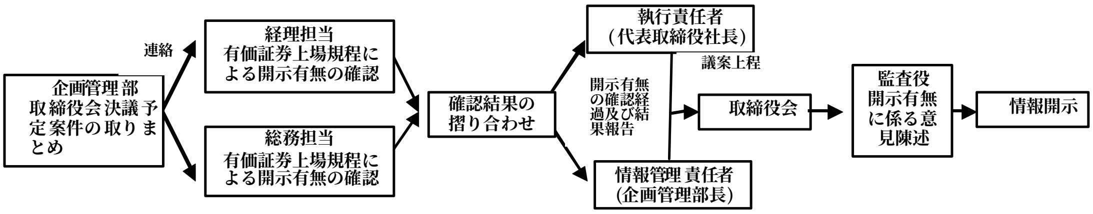

＜当社に係る発生事実に関する情報＞

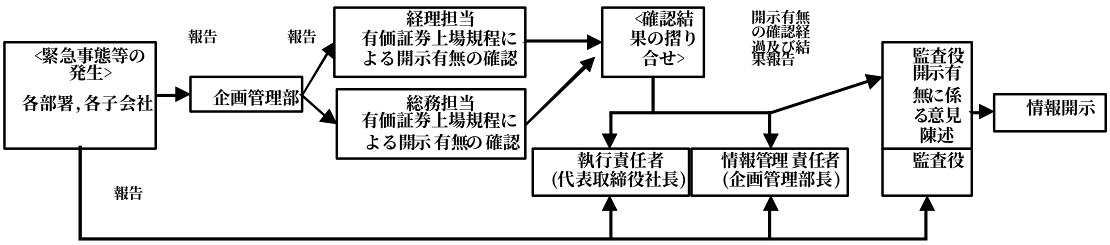

以上